

## 「反ワクチン運動」寄付のお願い

反ワクチン運動基金 代表 木原功仁哉

拝啓 盛夏の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当職は、武漢ウイルス（新型コロナウイルス）ワクチン接種による被害の発生を未然に防ぐため、「反ワクチン運動」に取り組んでいる弁護士です。

現在、国は、武漢ウイルス感染症対策と称してワクチン接種事業に総力を挙げて推進しております。しかし、武漢ウイルスワクチンの安全性については何ら証明がなされておらず、かえってその危険性を示す客観的データが数多く存在するところです。現に、厚生労働省が本年7月21日に開催した審議会の資料によりますと、ワクチン接種後に751人が亡くなったことが判明しております。武漢ウイルスワクチンは、史上最悪の薬害事件になることが確実な情勢です。

このため、従前からこの運動に取り組んでこられた免疫学の医学者、医師及び地方議会議員で構成される原告団は、ワクチン被害が日に日に拡大している状況を一刻も早く食い止めるため、国を相手取って、本日付けで東京地方裁判所に対し、ワクチン特例承認取消やPCR検査中止等を求める行政訴訟を提起しました。当職は、同訴訟の弁護団（2名）のうち的一名となっております。

この訴訟は、拡大しつつあるワクチン被害から国民を守ることを目的とした「国民代表訴訟」としての戦いであるため、多くの方のご参加及びご支援が必要です。また、この訴訟を皮切りに、反ワクチン運動を全国規模で広げていくことを予定しており、忌憚なく申し上げますと、この運動を遂行するにあたっては、訴訟活動費（立証・反証活動の費用、交通費、印刷費、弁護士費用等）及び運動費（宣伝・講演活動費等）として、合計で1000万円以上の資金が必要と見込まれます。

つきましては、本運動にご理解いただける方は、本会（反ワクチン運動基金）の賛助会員になっていただいた上で、寄付にご協力くださいますようお願い申し上げます。入会にあたっては、別紙賛助会員申込書にご記入の上、下記連絡先宛てに郵送、FAX又はメールにてご提出ください。寄付は一口1,000円で、口数に上限はありませんが、5口以上の寄付をお願いしたいと存じますので、下記口座にお振り込みください。

訴訟の経過報告、並びに賛助会員の人数及び寄付の状況は、当職の法律事務所のホームページ（<https://hanwakukikin.jp>）等にて随時お知らせする予定です（したがって、メール等による個別のお問合せには応じかねますので、予めご了承ください。）。

なお、本会の活動後に余剰が発生した場合は、本会と同様に、武漢ウイルスワクチンによる被害の防止及び救済のために尽力している活動のために活用させていただきますので、ご了承ください。

ワクチン被害の防止と救済のため、最後まで戦い抜く覚悟ですので、格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

【連絡先】〒530-0047 大阪市北区西天満3-10-3 ARK西天満ビル4階

木原功仁哉法律事務所（反ワクチン運動基金担当）

TEL:06-6809-2562 FAX:06-6809-2563 E-mail: info@hanwakukikin.jp

【振込先口座】みなと銀行（銀行番号0562）本店営業部（店番011）

普通 1993061 反ワクチン運動基金 代表 木原功仁哉

※振込手数料は振込依頼者にてご負担くださるようお願いいたします。

反ワクチン運動基金 代表 殿

## 賛助会員申込書

私は、貴会の会則第6条に基づき、賛助会員となることを申し込みます。

申込日 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

ふりがな

氏名・

団体名 \_\_\_\_\_

住 所 〒 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

寄付金の口数及び額

(口数) \_\_\_\_\_ 口 × 1,000円/口 = \_\_\_\_\_,000円

← 同一の数字をご記入ください →

### 【提出方法】

①郵送：〒530-0047 大阪市北区西天満3-10-3 ARK西天満ビル4階  
木原功仁哉法律事務所（反ワクチン運動基金担当）

②FAX：06-6809-2563

③E-mail：info@hanwakukikin.jp

※PDFデータにてお送りいただく場合、圧縮ファイルでの送付はご遠慮ください。

※PDFデータの送信に代えて、メール本文に前記事項を記載して送信する方法でも差し支えありません。